

# 例規 1 八王子市防災会議条例

## 八王子市防災会議条例

昭和38年7月10日

条例第20号

改正 昭和45年4月1日条例第5号  
平成24年12月19日条例第51号

平成12年3月3日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、八王子市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八王子市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市の職員のうちから市長が指名する者
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び八王子市消防団長
  - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織(法第5条第2項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の総数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、公共的団体の構成員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定めるものとする。

## 例規 1 八王子市防災会議条例

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
( 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ( 昭和31年八王子市条例第29号 ) の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「第34号」を「第35号」に改める。  
別表中第32号を削り、第31号を第32号とし、第23号から第30号までを順次1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

23 防災会議委員	日額	助役相当額
		600

第34号を第35号とし、第33号の次に次の1号を加える。

34 防災会議の専門委員	日額	部課長相当額
		500

附 則 ( 昭和45年4月1日条例第5号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成12年3月3日条例第4号 )

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成24年12月19日条例第51号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。  
( 経過措置 )
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市防災会議条例第3条第5項第7号に該当する委員については、この条例による改正後の八王子市防災会議条例 ( 以下「新条例」という。 ) 第3条第5項各号の規定により市長が任命した者とみなす。
- 3 施行日から平成26年2月28日までの間において、新条例第3条第5項第7号から第9号までの規定により任命する委員の任期については、同条第7項本文の規定にかかわらず、当該任命された日から平成26年2月28日までとする。